

国民健康保険診療報酬明細書点検業務仕様書

1 業務名

国民健康保険診療報酬明細書点検業務

2 業務目的

国民健康保険に係る医療費適正化のための診療報酬明細書（以下「レセプト」という。）点検を実施するものであり、より効果的なレセプト点検の実施を目的とする。

3 履行場所

堺市国民健康保険課事務室内（堺市堺区南瓦町３番１号）及び受注者事務所内とする。

4 履行期間

契約締結日から令和８年３月３１日まで

5 点検実施日及び点検時間等

- （１）点検日は、月曜日から金曜日まで（休日（国民の祝日に関する法律に定める休日をいう。及び年末年始（１２月２９日から１月３日まで）を除く。）とする。
- （２）点検時間は、午前９時から午後５時３０分までとする。

6 業務内容

- （１）レセプトデータ点検業務（令和７年３月～令和８年２月審査分）

ア 対象となるレセプト

医科レセプト（電子点検） 全件
歯科レセプト（電子点検） 全件
調剤レセプト（電子点検） 全件
訪問看護レセプト（目視点検及び電子点検） 全件

予定数量(1 か月当たり)

医科レセプト	入院	2, 9 9 3 件
	外来	1 0 3, 9 0 2 件
歯科レセプト		2 6, 6 8 8 件
調剤レセプト		6 2, 6 9 2 件
訪問看護レセプト		1, 7 4 9 件

イ 点検に関する業務内容

- （ア） 発注者が用意した国保総合システムによる目視点検とともに、受注者が用意したレセプト自動点検システムによる点検を実施する。レセプト自動点検システムによる点検の実施に当たっては、受注者事務所内における同システムを備える端末において実施するものとする。国保総合システムからのデータ持出しには個人情報情報の取扱いに十分注意し、その持出しにより発生する費用は受注者負担とする。
- なお、受注者が用意したレセプト自動点検システムについては、給付発生原因の

点検、調剤報酬との突合点検、点数表との照合点検、縦覧点検が実施できる機能が備わっており、インターネット環境に接続せずに業務の実施及びシステム改修等が可能なものであること。

(イ) 発注者からレセプト点検等に関する質疑及び新たに調査や資料作成依頼があった場合は、受注者は速やかにこれに対応すること（頻度については、質問は月20回程度、資料作成は月1、2回程度と想定しているが、増減する可能性もある。）。

(ウ) 毎月、以下の集計表・報告書を作成し、翌月20日（閉庁日の場合、翌開庁日）までに納品すること。集計表・報告書は紙面及び電子データ(Excel形式)による納品とし、媒体等の報告に関する費用は全て受注者の負担とする。

- a 大阪府国民健康保険団体連合会から毎月送付されるレセプト全件のうち、レセプトの種類別（医科入院、医科入院外、歯科、調剤、訪問看護）件数について、媒体（電子、紙レセプト）ごとに作成する「レセプト件数集計表」
- b 毎月のレセプト点検の内容（仕様書内「8 作業要領（2）ア～キ」の点検および給付発生原因の点検）ごとに点検を実施した件数について、媒体（電子、紙レセプト）ごとに作成する「レセプト点検内容別集計表」
- c 「各月のレセプト点検再審査結果各月集計表及び年度集計表」
- d 「各月のレセプト点検結果個別集計表」
- e 点検及び再審査結果をもとに、受注者が審査結果の傾向、医療機関ごとの審査結果等をまとめた報告書

(エ) 毎月、大阪府国民健康保険団体連合会に再審査請求を行うレセプトに関して、国保総合システムにて再審査申出理由の登録を行うこと。

(オ) 毎月のレセプト点検の結果、再審査請求を行った件数及び金額（点数×10）について、レセプト点検の内容（給付発生原因の点検、給付制限該当分の点検、調剤報酬明細書との突合点検、点数表との照合点検、診療報酬明細書の検算、縦覧点検、介護情報との突合点検）ごとに集計表を作成し納品すること。提出時期及び提出範囲については発注者から指示する。納品回数として、年度中1回を想定している。

なお、給付発生原因とは、給付後に診療行為が行われていない疑いが生じた場合等、給付の発生原因に疑義が生じた場合をさす。また、給付制限該当分とは、自己の故意の犯罪行為、闘争、泥酔、療養の指示に従わなかったとき等、給付制限にかかるものをさす。

(2) 医療費及びジェネリック医薬品に係る削減効果額の分析・報告

ア 医療費分析

分析項目は、受注者が提案すること。報告書は毎月提出することとし、翌月20日までに納品すること。20日が開庁日ではない場合は、翌開庁日とする。

イ ジェネリック医薬品に係る削減効果額の分析

分析項目は、受注者が提案すること。ただし、金額削減効果額（実績）、10歳刻みの

年齢別数量シェア及び年齢別数量シェアの目標値（１回目の報告のみ）は必須とする。

なお、堺市国保全体の数量シェアについては、毎月大阪府国民健康保険団体連合会を通じて堺市に数値が提供されるため、その数値と齟齬のないよう正しい数字を提出すること。また、分析結果報告書は紙面及び電子データ(Excel 形式)による納品とし、媒体等の報告に関する費用は全て受注者の負担とする。

業務実施回数は毎月とする。

（３）ジェネリック医薬品差額通知の発送の効果分析業務

発送後の効果分析

通知したリスト（PDF データ及び CSV データを提供。エクセルデータではないことに注意）を基に、効果分析すること。分析内容は受注者が提案すること。

7 業務体制

（１）堺市国民健康保険課事務室内における点検場所等の条件は以下のとおりとする。

- ア 診療報酬明細書を点検する場所は、堺市国民健康保険課事務室内（約 14 m²の部分）を使用するものとする。
- イ 点検に使用可能なパソコンは、5 台（大阪府国民健康保険団体連合会レセプト管理システムインストール済み）、プリンターは 1 台とする。プリンター用トナーは発注者が用意する。ただし、点検時間外は全ての電子機器の電源を消す等、本市の節電推進に合わせるものとする。
- ウ 点検に使用する備品は、長机 4 台・椅子 5 脚程度とする。
- エ コピー機は職員と共用で使用可能。ただし、本市のペーパーレス推進に合わせて、印刷量はできる限り減らすこと。
- オ 上記イ、ウ、エ以外の消耗品等（例：文房具など）は、受注者が用意する。
- カ 堺市の服務規律等を遵守した行動をとること。
- キ 受注者は、施設等に係る権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- ク 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により施設等を滅失又はき損した場合は、その賠償の責を負うこと。
- ケ 履行期間が満了した場合、又は契約が解除された場合は、受注者は施設等を令和 8 年 3 月 31 日までに原状回復を行ったうえで発注者に返還すること。
- コ 受注者は、施設・備品等を本仕様書に定める業務を遂行するためにのみ使用し、他の用途に使用しないこと。
- サ 受注者は、本業務を履行するにあたり、発注者が提供する物品等以外に業務に必要なものがある場合は、受注者の責任において措置すること。また、履行場所に持ち込む物品については、事前にリストを提出し、発注者の許可を得るものとする。
- シ 受注者は、業務従事者に対して、発注者と協議のうえで様式を定めた名札を着用させること。なお、これに係る費用は受注者の負担とする。
- ス 受注者は、レセプト点検業務に精通している者（以下「従事者」という。）を堺市国民健康保険課事務室内または受注者事務所内で従事させること。なお、堺市国民健康保険課事務室内で勤務する日程については、当月末に翌月のシフト表を提出すること。
- セ 受注者は、業務を実施するにあたり、発注者との連絡体制を確立すること。特に、発注者からの急ぎの質問や資料作成依頼に応えるため、本市の開庁日においては 4 名以上の

支援体制を構築し、連絡先を発注者に提出すること。なお、本支援体制は、質問等が生じた際に、当日中に簡易な回答を文書で行えるものとし、会計検査院による実地検査や大阪府による検査等の監査が実施される場合は、発注者からの要請に対し、随時速やかに対応すること。

- (2) 受注者は、適宜、業務従事者に対する研修を行い、本業務についてのノウハウの蓄積を図り、業務水準の維持向上や業務効果を高めるように努め、大阪府が定める「レセプト点検調査実施計画」に掲げる内容点検効果率の目標値（0.20%）を達成するよう最大限の努力をすること。

8 作業要領

- (1) 点検業務については、国保総合システムのマニュアルに基づき、レセプト画像の目視によるレセプトの点検を堺市国民健康保険課事務室内で行うとともに、受注者が用意したレセプト自動点検システムによる点検を実施する。

- (2) 点検については、以下の通り実施すること。

ア 単月点検

単月分レセプトについて、内容点検を行い、疑義のあるものについて再審査申出理由を登録する。

イ 縦覧点検

点検対象診療月の範囲を指定し、被保険者番号から複数の対象レセプトを抽出及び点検し、疑義があるものに再審査申出理由を登録する。なお、縦覧点検の月数は過去6ヶ月以上行うものとする。

ウ 横覧点検

当月分レセプトについて被保険者番号から複数の対象レセプトを抽出及び点検し、疑義があるものに再審査申出理由を登録する。

エ 医科・歯科と調剤の突合点検

当月分レセプトについて被保険者番号から複数の対象レセプト（医科・歯科・調剤）を抽出及び突合点検し、疑義があるものに再審査申出理由を登録する。

オ 医療と介護の給付調整点検

発注者が提供する「医療給付情報突合リスト」を使用して点検する（算定の可否は「点数表の解釈」にある「医療保険と介護保険の給付調整」等を参照する。）。

カ 特別養護老人ホーム等入所者にかかる点検

発注者が提供する「福祉施設の配置医師等一覧表（福祉施設の種別、名称、所在地、経営主体、配置医師情報、併設医療機関の情報が記載）」および「施設入所者関係情報（氏名、生年月日、個人番号、入所施設、入所年月日の情報が記載）」を使用して点検する（算定の可否は「点数表の解釈」にある「特別養護老人ホーム等における療養の給付の取扱いについて」等を参照する。）。

キ 訪問看護の点検

単月、縦覧点検（縦覧月数 6 か月）、横覧点検、医科レセプトとの突合、点数表との照合などの点検を行うこと。

ク 疑義内容について

疑義内容については、必要に応じて専門医に相談の上、再審査申出を行う対象レセプトを抽出すること。

ケ その他

再審査請求の申出がより多く認められるために、必要に応じた点検を行う。

- (3) 受注者が用意したレセプト自動点検システムによる点検の実施に必要なレセプトデータ等については、発注者が受注者に提供する。
- (4) レセプト点検に必要な端末及びレセプトデータを管理するためのソフト、データの受渡しに使用する電子媒体（パスワード暗号化機能及びウイルス対策機能が付いたもの）、参考図書等の業務上必要な事務用品は受注者において用意するものとし、レセプト受け渡しに必要な費用についても受注者が負担することとする。
- (5) その他、作業の手順等については、発注者と協議すること。

9 セキュリティ

(1) 秘密の保持

- ア 当該委託業務の契約の期間中若しくはこの契約が終了し、又は解除された後において、この契約にかかる業務上知り得た事項について、第三者に漏らしてはならず、また不当な目的に使用してはならないこと、その他個人情報の保護に関する必要な事項を従事者に周知しなければならない。
- イ 本市が保有する個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）およびその他関連法を遵守し、個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他個人情報保護に必要な措置を講じること。

(2) 管理責任体制

- ア 業務上使用するデータ（以下「データ」という。）保護、機密保護等に関する規程の整備がなされていること。
- イ プログラム管理責任者、機械操作責任者、記録媒体責任者等の各部門における責任体制を確保すること。

(3) データ管理

- ア データの管理について、データ取扱い管理簿等により適切な管理を行うこと。
- イ データの使用及び提供に関し、制限又は禁止の措置が講じられていること。
- ウ 重要なデータについては、二重化等を行い事故に備えた安全対策が講じられていること。

(4) 施設管理

- ア データの保管庫を設置し、施錠できること。特に、重要なデータについては、耐火金庫を設置し、これを保管するなどの安全対策が講じられていること。
- イ 機械室、データ保管室、作業室などの入退室の規制措置が図られていること。

(5) データの運搬

レセプト電子データ等の発注者・受注者間の移動については、電子媒体により行う。媒体の運搬については、受注者が直接発注者を訪問し授受を行うこと。なお、搬送は、鍵のかかる金属製ケースを使用し、必ず施錠すること。金属製ケースは受注者が用意し、搬送にかかる費用については受注者の負担とする。移動中は機密の保持について最大限の注意を払うと

ともに、慎重に取り扱い、滅失、破損、水濡れ及び盗難その他事故がないよう適切な措置を講じること。

(6) 運用管理

- ア 業務処理計画を策定し、計画的な運営により業務を履行すること。
- イ 作業指示書及び作業結果報告書を作成し、これらへのチェックなどの措置が講じられていること。
- ウ 事故又は不測の事態に備え、対策が講じられていること。
- エ 業務に使用する端末機、その他作業機器及びそれら機器の識別に関し、コード設定を行うなどの対策が講じられていること。

(7) プライバシーポリシー等の策定

- ア 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)およびその他関連法に基づき、プライバシーポリシー(個人情報保護方針)等を策定していること。
- イ 上記アについて、少なくとも次の項目について定めていること。
 - a 個人情報の保護に関する法律を遵守すること
 - b 個人情報の安全管理措置に関すること
 - c 個人データの取扱業務の委託を行う場合、個人データの委託を行うこと、及び委託する事務の内容
 - d 個人情報の取り扱いに関する問合せ及び苦情の受付窓口に関すること
- ウ 上記アについて、本市が確認を求めた場合は、アの内容を記載した書類を本市へ提出すること。

10 その他

- (1) 本業務を実施するに当たっては、労働基準法、その他関係法令を遵守し、仕様書に従い忠実に履行しなければならない。
- (2) 受注者はこの仕様書に基づき、発注者の指示に従うこと。
- (3) 受注者は発注者と緊密な連携のもと運用管理を進めることとし、この仕様書に定められていない事項であっても、レセプト点検業務の範囲内と認められるものについては、この仕様書に準じて発注者と受注者は協議し、受注者は行うものとする。また、受注者は、協議を行ったときには、直ちに業務に関する協議録を作成し、発注者に内容の承認を受けた上で提出するものとする。
- (4) その他、この仕様書に定めのない事項又は作業内容に疑義が生じた場合は、発注者及び受注者の両者が協議し、誠意をもってこれにあたること。

暴力団等の排除について

1. 入札参加除外者を再委託先等とすることの禁止

- (1) 受注者は、堺市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外を受けた者又は同要綱別表に掲げる措置要件に該当する者を、再委託先並びに受注者及び再委託先の資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方（以下「再委託先等」という。）としてはならない。
- (2) これらの事実が確認された場合、本市は受注者に対し、当該再委託先等との再委託契約等の解除を求めることができる。

2. 再委託契約等の締結について

受注者は、再委託先等との再委託契約等の締結にあたっては、契約締結時には本市の契約約款に準じた暴力団排除条項を加えることとする。

3. 誓約書の提出について

- (1) 受注者は、堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし契約書の作成を省略する契約の場合、もしくは受注者が国若しくは地方公共団体その他公共団体又は本市の外郭団体である場合はこの限りでない。
- (2) 受注者は、再委託先等がある場合には、これらの者から堺市暴力団排除条例第8条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を徴して、本市へ提出しなければならない。
- (3) 受注者及び再委託先等が当該誓約書を提出しない場合は、入札参加停止を行うものとする。

4. 不当介入に対する措置

- (1) 受注者は、この契約の履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者から、暴力団を利用することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）を受けたときは、直ちに本市に報告し、警察に届け出なければならない。
- (2) 受注者は、再委託先等が暴力団員又は暴力団密接関係者から不当介入を受けたときは、直ちに本市に報告し、当該再委託先等に対して、警察に届け出るよう指導しなければならない。
- (3) 本市は、受注者が本市に対し、(1) 及び (2) に定める報告をしなかったときは、堺市暴力団排除条例に基づく公表及び入札参加停止を行うことができる。
- (4) 本市は、受注者又は再委託先等が不当介入を受けたことによりこの契約の履行について遅延等が発生するおそれがあると認めるときは、受注者が(1) に定める報告及び届け出又は(2) に定める報告及び指導を行った場合に限り、必要に応じて履行期間の延長等の措置をとるものとする。